

転出届（郵送用）

豊島区長

		届出日(記入日)		異動日(引越した日、引越予定日)	
		令和・西暦	年 月 日	平成・令和 西暦	年 月 日
届出人	住所				
	氏名（自署）※鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。		日中連絡のつく電話番号		
			() -		
新しい住所	世帯主氏名 ()				
これまでの住所	豊島区 世帯主氏名 ()				
	転出者氏名		生年月日	性別	続柄
1	(フリガナ)		大・昭 平・令 年 月 日	男・女	☐ 世帯主 ☐ その他 ()
2	(フリガナ)		大・昭 平・令 年 月 日	男・女	☐ 夫 ☐ 妻 ☐ 子 ☐ その他 ()
3	(フリガナ)		大・昭 平・令 年 月 日	男・女	☐ 夫 ☐ 妻 ☐ 子 ☐ その他 ()
4	(フリガナ)		大・昭 平・令 年 月 日	男・女	☐ 夫 ☐ 妻 ☐ 子 ☐ その他 ()
【有効期限内の個人番号カード・住民基本台帳カードをお持ちの方へ】 特例による転出・転入（通常転出時に発行する転出証明書の代わりに個人番号カードまたは住基カードを使った転入）を行うことができます。希望される方は「希望する」に○を付けてください。 ※届出を受理した日が届出日となります。転出届出書に記載の届出年月日にはなりませんのでご注意下さい。届出日が異動日(引越日)から14日以上を過ぎてしまった場合、カードは失効し特例での届出ができなくなります。				希望する ・ 希望しない	
転出証明書の再交付を希望される方は「再交付」に○を付けてください。転出証明書の再交付が認められる事由は、転出証明書の紛失、汚損、破損に限られます。				再交付	
転出の届出期間は、新住所に住み始める日の約14日前から、住み始めた日の翌日から起算して14日以内です。 転入届、転居届、転出届などの届出が、新住所に住み始めてから正当な理由なく14日を超えた場合は、簡易裁判所から過料に処される場合があります。（住民基本台帳法）					
【注意事項】（書類不備防止のため送付前にチェックを入れて確認下さい。）					
☐ 本人確認書類(運転免許証、健康保険証、在留カード等)の コピー（写真は使えません） を同封してください。					
☐ 長3サイズ(120mm×235mm) の返信用封筒を同封してください。返信用封筒には送付先（現在お住いの豊島区住所または転出先の住所）と名前を記載してください。転出証明書を送付致します。※国外転出、特例による転出は不要					
☐ 返信用封筒に 110円切手 を貼ってください。					
☐ 転出証明書を送付しますので、 表札 を出してください。					
☐ 日中連絡のつく 電話番号 を必ず記載してください。					
☐ 転出者氏名は 転出する全員を記載 してください。					
【送付先】					
〒171-8422			【連絡先】		
東京都豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所 総合窓口課 住民記録グループ			03-3981-4782（直通）		

<事務処理欄>		本人確認書類	
個番・住基カード	有・無	☐ 運転免許証	☐ パスポート
国保	有・無 ()	☐ 個番・住基カード	☐ 在留カード
介護	有・無 ()	☐ 健康保険証	
後期	有・無 ()	☐ その他 ()	
発行履歴 (J票・印鑑)	有・無		
返送先	→ 新住所・旧住所		